

奈良市公報

第 3 5 5 号

(平成30年5月前半分)

平成30年6月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

告 示

- 奈良市営住宅等空家入居者の募集…………… 1
 - 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（3件）…………… 1
 - 予防接種の実施の一部改正…………… 2
 - 住居番号の設定…………… 2
 - 放置自転車等の保管…………… 2
 - 放置自転車等の処分…………… 2
 - 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況…………… 3
 - 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 7
 - 奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 7
 - 放置自転車等の保管…………… 8
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 8
 - 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（4件）…………… 8
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退（2件）…………… 9
 - 奈良市特定空家除去費用補助金交付要綱の一部の改正…………… 10
 - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 12
 - 生活保護法の規定による施術者の指定（3件）…………… 12
 - 放置自転車の保管…………… 13
 - 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 13
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 13
- 公 平 委 員 会**
- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 13
- 企 業 局**
- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域…………… 14

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 14
- 大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧…………… 14
- 大和都市計画下水道事業の事業計画変更図書の写しの公衆縦覧…………… 14
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…………… 14

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 15
- 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会規則の一部を改正する規則…………… 15

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の修正の要旨…………… 15

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の開催…………… 17

議 会

- 広報広聴委員会の委員の選任…………… 17

告 示

奈良市告示第282号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成30年5月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成30年5月1日揭示済)

奈良市告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年5月1日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年5月1日	阪神調剤薬局 奈良県総合医療センター前店	奈良市石木町636-1	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅

(平成30年5月1日揭示済)

平成30年5月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年5月1日	薬局MCCファーマシー まほろば店	奈良市六条西四丁目 6番20号1階	有限会社メディカルカルチャークラブ 取締役 福田 祐一

(平成30年5月1日揭示済)

奈良市告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年5月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年5月1日	訪問看護ステーション ・あいびす	奈良市三条松町 4-9	特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト 理事長 山田 行伸

(平成30年5月1日揭示済)

奈良市告示第286号

平成30年奈良市告示第205号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年5月1日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成30年5月1日揭示済)

奈良市告示第287号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年5月2日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成30年5月2日揭示済)

奈良市告示第288号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月2日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年5月2日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成30年5月2日揭示済)

奈良市告示第289号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年5月2日

奈良市長 仲川 元庸

- 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成30年5月2日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成29年10月3日、同月5日、同月6日、同月8日、

同月12日、同月17日、同月20日、同月26日及び同月27日
(平成30年5月2日掲示済)

(昭和42年法律第81号) 第11条第3項及び第11条の2第12
項の規定により次のとおり公表します。

平成30年5月7日

奈良市告示第290号

奈良市長 仲川 元庸

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法
平成29年4月1日～平成30年3月31日閲覧者(市民課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の 名称又は申出者の氏名(法人の場合は 名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的) の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK報道局選挙プロジェクト 事務局長 伊藤 雅之 ----- 一般社団法人中央調査社 奈良支局 高橋 由紀子	平和に関する意識調査	平成29年5月17日	東九条町 満18歳・満19歳の日本人男女(平成9年8月1 日から平成11年7月末日生まれまで) 12件
国立病院機構 久里浜医療センター 院長 樋口 進 ----- 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	娯楽と生活習慣に関する調査	平成29年5月10日	佐保台三丁目902番地の11～ 20歳以上75歳未満の男女個人 33件
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成29年6月1日	横田町、横領町、六条緑町一丁目～三丁目 20歳以上の男女(平成9年7月31日生まれま で) 14名
株式会社 時事通信社 大阪支社長 吉永 正幸 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	くらしと環境に関する世論調査	平成29年8月3日	西木辻町、大安寺二丁目、山陵町、高樋町 満20歳以上の日本人男女(平成9年8月末日生 まれまで) 87名
放送倫理・番組向上機構[BPO] 理事長 濱田 純 ----- 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	青少年のメディア利用に関する調査	平成29年8月1日	東九条町52番地～ 中学1年生～高校3年生相当の年齢男女個人 (平成11年4月2日から平成17年4月1日まで の間に出生の男女個人) 40名
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成29年8月24日	西大寺国見町一丁目 20歳以上の男女個人 15名
内閣府大臣官房政府広報室 室長 原 宏彰 ----- 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	科学技術と社会に関する世論調査	平成29年8月15日	恋の窪二丁目8、9、14番～ 18歳以上の日本国籍を有する男女個人 15名
公益財団法人新聞通信調査会 理事長 西沢 豊 ----- 一般社団法人中央調査社 奈良支局 高橋 由紀子	第10回メディアに関する全国世論調 査	平成29年8月31日	五条西二丁目 満18歳以上(平成11年10月末日までに生まれ た)日本人の男女個人 19名
内閣府大臣官房政府広報室 室長 原 宏彰 ----- 一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	人権擁護に関する世論調査	平成29年9月15日	東紀寺町三丁目3番～ 18歳以上の日本国籍を有する男女個人 15名
奈良県健康福祉部こども・女性局こども家 庭課 課長 奥田 善之 ----- 株式会社 長大 奈良事務所 所長 細川 剛志	配偶者からの暴力に関する調査	平成29年9月20日	平松四丁目、西九条町二丁目 平成29年7月1日現在で満18歳以上の日本国籍 を有する日本人の男女個人 144名
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(青少年環境整備担当) 堀 誠司 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	平成29年度青少年のインターネット 利用環境実態調査	平成29年9月28日	秋篠町 10歳以上17歳以下の男女(平成11年11月2日か ら平成19年11月1日まで生まれまで) 20名
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	11月全国個人視聴率調査	平成29年9月28日	大宮町四丁目 7歳以上の男女(平成22年12月31日生まれま で) 12名
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	メディア利用動向調査(テレビ・イ ンターネット等がどのように見聞き されているかをお尋ねする調査)	平成29年10月3日	都祁こぶしが丘 満16歳以上の日本人男女(平成13年12月末日生 まれまで) 12名

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
消費者庁長官 岡村 和美 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	平成29年度 消費者意識基本調査	平成29年9月28日	七条西町一丁目 15歳以上の男女（平成14年10月31日生まれまで） 25名
東京大学社会科学研究所 所長 大沢 真理 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	紛争経験調査（調査票タイトル「暮らしのなかの困りごとに関する全国調査」）	平成29年10月3日	中山町 満20歳以上の日本人男女（平成9年10月末日生まれまで） 24名
農林水産省消費・安全局長 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	平成29年度 食育に関する意識調査	平成29年10月25日	七条一丁目 満20歳以上の日本人男女（平成9年10月末日生まれまで） 16名
総務省 大臣官房総括審議官 （情報通信担当） 吉田 真人 ----- 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	平成29年度 通信利用動向調査	平成29年11月14日	青山六～八丁目・紀寺町・南京終町一丁目・大宮町二丁目 平成29年4月1日現在、男女20歳以上の筆頭世帯構成員 172名
内閣府男女共同参画局推進課長 田平 浩二 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	平成29年度男女間における暴力に関する調査	平成29年11月2日	恋の窪一丁目 20歳以上の日本国籍を有するもの 26名
内閣府経済社会総合研究所長 西崎 文平 ----- 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成29年11月7日	三条町 単身世帯の世帯主 40名
一般財団法人 ゆうちょう財団 理事長 朝田 譲治 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第3回 家計と貯蓄に関する調査	平成29年11月16日	三条町 20歳以上の男女（平成10年1月1日生まれまで） 20名
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査（第73回）	平成29年12月19日	山陵町 20歳以上の男女（平成10年1月31日生まれまで） 15名
株式会社 野村総合研究所 執行役員 中島 久雄 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 高橋 由紀子	テレビ視聴に関する調査	平成29年11月15日	佐保台二丁目・三丁目 満16歳以上の日本人男女（平成13年12月末日生まれまで） 28名
内閣府大臣官房政府広報室 室長 原 宏彰 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 高橋 由紀子	自衛隊・防衛問題に関する世論調査	平成29年12月14日	歌姫町 満18歳以上の日本人男女（平成11年12月末日生まれまで） 16名
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター 院長 樋口 進 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 高橋 由紀子	飲酒と生活習慣に関する調査	平成29年12月14日	敷島町二丁目 満20歳以上の日本人男女（平成10年1月末日生まれまで） 28名
日本たばこ産業株式会社たばこ事業本部 M&S企画部 部長 西谷 圭一 ----- 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 謙	2018年「全国たばこ喫煙率調査」	平成30年1月10日	六条三丁目・東九条町・秋篠町 昭和3年5月1日～平成10年4月30日生まれの男女 60名
内閣府大臣官房政府広報室長 ----- 株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤沢 昌樹	社会意識に関する郵送世論調査	平成30年12月21日	四条大路三丁目 18歳以上の日本国籍を有する男女個人 14名
内閣府大臣官房政府広報室長 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 高橋 由紀子	社会意識に関する世論調査	平成30年12月20日	敷島町一丁目 満18歳以上の日本人男女「（平成11年12月末日生まれまで） 30名
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 高橋 由紀子	2018年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	平成29年12月20日	古市町 満20歳以上の日本人男女（平成10年12月末日生まれまで） 12名

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
奈良県くらし創造部人権施策課長 ----- (株)サーベイリサーチセンター 大阪事務局長 中村 光明	人権に関する県民意識調査	平成30年1月10日	法蓮町・鶴舞西町・佐紀町・北永井町・学園中五丁目・三松一丁目・朱雀一丁目 満18歳以上の外国人（平成29年10月1日現在）7名
日本銀行情報サービス局 局長 鶴海 誠一 ----- (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査（第74回）	平成30年2月7日	平松二丁目・三丁目 20歳以上の男女（平成10年4月30日生まれまで）15名
独立行政法人 労働政策研究・研修機構 理事長 菅野 和夫 ----- (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤沢 昌樹	第3回 日本人の就業実態に関する総合調査	平成30年2月22日	横井二丁目 20歳以上の65歳以下の男女個人 32名

平成29年4月1日～平成30年3月31日閲覧者（西部出張所 住民課）

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2017年6月全国放送サービス接触動向調査(テレビ・ラジオ等がどのように見聞きされているかをお尋ねする調査)	4月20日	百楽園四丁目、三丁目 満7歳以上の日本人男女(平成22年12月末日生まれまで)12人
NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	4月27日	西登美ヶ丘四丁目、あやめ池北三丁目 7歳以上の男女(平成22年12月31日生まれまで)24名
公益公団法人笹川スポーツ財団 理事長 小野 清子 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子ども・青少年のスポーツライフに関する調査	5月24日	西千代ヶ丘二丁目(二丁目1番は除く)、西千代ヶ丘三丁目、千代ヶ丘一～三丁目 A:4～11歳の男女(平成17年4月2日～平成25年4月1日生まれ)13名 B:12～21歳の男女(平成7年4月2日～平成17年4月2日生まれ)18名
株式会社野村総合研究所 常務執行役員 村田 佳生 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	5月24日	学園緑ヶ丘三丁目 満16歳の日本人男女(平成13年6月未生まれまで)14名
内閣府大臣官房政府広報室長 ----- 株式会社 RJCリサーチ 代表取締役 川田 隆太	国民生活に関する郵送世論調査	6月7日	二名三丁目 平成11年5月31日生まれまでの18歳以上男女個人 16名
NHK放送文化研究所 世論調査部長 大滝 昭彦 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会と生活に関する意識調査	6月15日	松陽台三丁目 16歳以上(平成13年6月未生まれ)の日本人男女 14名
㈱時事通信社 大阪支社 支社長 吉永 正幸 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	住民意識調査	8月2日	学園大和町三丁目、富雄川西一丁目 満20歳以上の日本人男女 (平成9年8月末日生まれまで)各22人
内閣府大臣官房政府広報室 室長 原 宏彰 ----- 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	移植医療に関する世論調査	8月3日	石木町157番地～ 18歳以上の日本人国籍を有する男女個人 15人
NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 吉田 理恵 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2017年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	8月3日	二名一～七丁目、二名平野一・二丁目 20歳以上(平成9年12月末日まで生まれ)日本人男女 12件
内閣府大臣官房政府広報室長 原 宏彰 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	外交に関する世論調査 再配達問題に関する世論調査	10月4日	あやめ池南八丁目18歳以上(平成11年9月末日までに生まれた)日本人の男女 16人
警察庁生活安全局少年課 課長 滝澤 依子 ----- ㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年を被害から守るための調査 (契約案件名「自画撮り被害に係る児童の意識等の調査」)	10月24日	学園大和町二～六丁目、学園中一～五丁目、学園南一～三丁目 12歳以上18歳以下の女性(平成11年4月2日～平成17年4月1日生まれ)28名
日本たばこ産業株式会社 たばこ産業事業本部 M&S企画部長 西谷 経一 ----- 株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲	全国たばこ喫煙者率調査	1月17日	中登美ヶ丘六丁目、千代ヶ丘一丁目(昭和3年5月1日～平成10年4月30日生まれの男女)40件
国立大学法人 東京大学 大学院経済学研究科長 持田 信樹 ----- ㈱RJCリサーチ 代表取締役 佐野 耕太郎	「少子高齢化社会における家族・出生・仕事」に関する全国調査	1月18日	あやめ池北三丁目 (18～21歳男性、22～25歳女性各3名 18～21歳女性、22～25歳男性、26～29歳男女、30～33歳男女、34～41歳男女、42～45歳男女、46～49歳男女 各2名

平成29年4月1日～平成30年3月31日閲覧者（北部出張所）

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査	平成29年5月25日	神功二丁目 満18歳以上の日本人男女 30名
(株)朝日新聞社 マーケティング本部マーケティング部 部長 田中 詩織 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2017年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成29年7月6日	朱雀五丁目、左京三丁目 満15歳以上の日本人男女 48名
(株)時事通信社 大阪支社 支社長 吉永 正幸 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	住民意識調査	平成29年8月2日	神功四丁目 満20歳以上の日本人男女 22名
大阪商業大学 学長 谷岡 一郎 ----- 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	文化と国際化についての調査	平成29年10月5日	朱雀一丁目4番地～ 20歳以上89歳以下の日本人男女 14名

(平成30年5月7日揭示済)

奈良市告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山口 泰秀 奈良市二名四丁目 1193番地の134	猪股 千晴 奈良市二名四丁目 1193番地の81

2 変更の年月日

平成30年4月8日

(平成30年5月7日揭示済)

奈良市告示第292号

奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月8日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市私道整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私道整備事業補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第234号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する私道であること。

ア 両端又は一端が最低幅員4メートル以上の公道と接していること。

イ 最低幅員が1.8メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続しているこ

と。

第6条第1項第5号中「権利者」を「所有者」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

所有者の承諾書

日
月
年

団体名

代表者

様

所有者 住所
氏名

実印

私が所有権を有する次の私道敷地に、舗装及び交通安全施設が整備されることについて承諾いたします。また、今後においても当該私道が一般交通の用に供されることについて異議はありません。なお、土地の所有権を他人に譲渡する場合は、当該条件をすべて譲受人に承継します。

土地の所在及び地番	摘要 (持分等)
奈良市	

第3号様式（第6条関係）

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。
(平成30年5月8日揭示済)

奈良市告示第293号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年5月8日

3 移動対象区域

近鉄菖蒲池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年5月8日揭示済)

奈良市告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び同法第46条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法78条の11第1号の規定により公示します。

平成30年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107922	奈良市下狭川町597番地1	ケアサポートさくらんぼ	京都府木津川市州見台一丁目19番地16	株式会社さくらんぼ	平成30年5月1日
2970107914	奈良市六条西四丁目6番20号	メビウスまほろば居宅介護支援事業所	奈良市六条町102番地の1	医療法人 康仁会	平成30年5月1日
2970107930	奈良市六条西四丁目6番20号	メビウスまほろば訪問介護事業所	奈良市六条町102番地の1	医療法人 康仁会	平成30年5月1日

(平成30年5月9日揭示済)

奈良市告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、

同法第69条第1号の規定に基づき告示します。
平成30年5月9日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師
平成30年5月1日	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町二丁目897番地の5	地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一	脳神経外科に関する医療	飯田 淳一

(平成30年5月9日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年5月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師
平成30年5月1日	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町二丁目897番地の5	地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一	心臓脈管外科に関する医療	井上 文隆

(平成30年5月9日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年5月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師
平成30年5月1日	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町二丁目897番地の5	地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一	腎臓に関する医療	三馬 省二

(平成30年5月9日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年5月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年5月1日	木のうた薬局 三条通り店	奈良市下三条町25番地 寅松ビル1階	株式会社ファーマシー木のうた 代表取締役 小林 元樹

(平成30年5月9日揭示済)

施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年5月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第299号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
北井 祥三	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	ぼうこう又は直腸機能障害、 肝臓機能障害	平成30年4月1日

(平成30年5月9日揭示済)

り告示します。

平成30年5月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第300号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定によ

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
掛樋 善明	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	肢体不自由	平成30年4月1日

(平成30年5月9日揭示済)

奈良市告示第301号

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱（平成28年奈良市告示第455号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定空家等」を「老朽危険空家等」に改める。

第1条中「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）」を「老朽危険空家等」に、「特定空家等の」を「老朽危険空家等の」に、「特定空家等除却費用補助金」を「老朽危険空家等除却費用補助金」に改める。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定による調査で提出した書類については、添付を省略することができる。

第6条第2号中「配置図及び現況写真」を削り、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第2条第2号」を「第3条第2号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「市税の滞納がないことを確認できる書類」を「老朽危険空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書（別記第2号様式）」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「登記事項全部証明書（土地及び建物。）」を「土地及び建物の登記事項全部証明書（）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 配置図
- (4) 現況写真

第6条を第8条とする。

第5条中「30万円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 特定空家等 30万円
- (2) 不良空家等 20万円

第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(申請前調査)

第7条 補助金（不良空家等の除却に係るものに限る。）の交付を受けようとする者は、除却しようとする空家等が不良空家等であるか否かを判断するために市が行う調査を受けなければならない。

2 前項の調査を依頼する者は、不良空家等調査依頼書（

別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定による調査の依頼があった場合は、市長は、書類審査、立入調査等を行い不良空家等であるか否かを判断し、その結果を速やかに調査を依頼した者に通知するものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条第1号中「建築物等」を「建築物又は市長が別に定める基準により不良空家等と判断された建築物」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
 - (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
 - (3) 不良空家等 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅である空家等をいう。
 - (4) 老朽危険空家等 特定空家等及び不良空家等をいう。
- 附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第7条関係）

不良空家等調査依頼書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

依頼者 住 所 _____

 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

第2号様式（第8条関係）

老朽危険空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所 _____

 氏 名 _____ 印
ふりがな
 生年月日 _____

私は奈良市老朽危険空家等除却費用補助金交付要綱第7条第1項の規定による調査を受けたいので、下記のとおり依頼します。

また、奈良市職員が調査のために敷地及び建築物へ立ち入ることを承諾します。

記

1	建築物の所在地	奈良市
2	建築物の所有者氏名	
3	所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他 ()
4	建築物の権利関係	<input type="checkbox"/> 敷地と同一所有者 <input type="checkbox"/> 敷地と異なる所有者 <input type="checkbox"/> 未登記
5	空き家状態である期間	年間 _____
6	添付書類	<input type="checkbox"/> 付近見取り図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他 ()

奈良市老朽危険空家等除却費用補助金の交付申請に当たり、市税の納付状況等について、申請の審査のために必要な限度において調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

※提出された書類に虚偽があると認められた場合は、補助金交付の対象外となります。

附 則
この告示は、平成30年6月1日から施行する。
(平成30年5月10日揭示済)

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年5月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアサポートさくらんぼ	奈良県奈良市下狭川町597番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成30年5月1日
株式会社さくらんぼ	京都府木津川市州見台一丁目19番地16		
メビウスまほろば居宅介護支援事業所	奈良県奈良市六条西四丁目6番20号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成30年5月1日
医療法人 康仁会	奈良県奈良市六条町102番地の1		
メビウスまほろば訪問介護事業所	奈良県奈良市六条西四丁目6番20号	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	平成30年5月1日
医療法人 康仁会	奈良県奈良市六条町102番地の1		

(平成30年5月11日揭示済)

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
池元 雄仁		柔道整復	平成30年3月24日
池元針灸接骨院	奈良県奈良市松陽台三丁目1番5号		

(平成30年5月11日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
竹中 孝夫		柔道整復	平成30年4月2日
整骨院 いろり堂	奈良県奈良市中山町121番地の1 アートビル101		

(平成30年5月11日揭示済)

平成30年5月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山本 智子		あんま	平成30年4月1日
訪問マッサージ祥あ ん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番 16-1号		
(平成30年5月11日揭示済)		平成29年11月29日 奈良市指令整開 第17A-35号 平成30年1月22日 奈良市指令整開 第17A-35-1号	
奈良市告示第306号		2 検査済証の交付年月日及び番号 発行行為 平成30年5月15日 第1630号 公共施設 平成30年5月15日 第788号	
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成30年5月11日 奈良市長 仲川元庸		3 開発区域に含まれる地域 奈良市西大寺本町228番5、229番1、229番4、229番5及び229番6	
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。		4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市三条大路一丁目5番38号 日宣ビル3F セイワホーム 黒田 雄二	
2 移動年月日 平成30年5月11日		5 公共施設の種類の種類、位置及び区域	
3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略		(1) 道路 奈良市西大寺本町228番5及び229番6	
	(平成30年5月11日揭示済)	(2) 下水道 奈良市西大寺本町228番5及び229番6	(平成30年5月15日揭示済)
奈良市告示第307号		公平委員会	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。 平成30年5月15日 奈良市長 仲川元庸		奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年5月2日 奈良市公平委員会 委員長 山 寄 健 二	
1 変更があった事項及びその内容		奈良市公平委員会規則第1号	
変更事項	変更前	奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
代表者の氏名及び住所	小林 洋 奈良市中山町 45番地の27	奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 別表市長部局の項中「所長補佐」を「所長補佐 室長補佐」に、「副園長」を「副園長 総合政策部秘書課総務係長及び秘書係長」に、「総務部人事課人事係長」を「総務部人事課人事係長、臨時職員係長」に、「給与係長及び職員厚生係長」を「及び給与厚生係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主幹 室長」を「主幹」に、「所長補佐 室長補佐」を「所長補佐」に改める。	
2 変更年月日 平成30年4月1日		附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。 (平成30年5月2日揭示済)	
奈良市告示第308号			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成30年5月15日 奈良市長 仲川元庸			
1 許可の年月日及び番号			

公 営 企 業

奈良市企業局告示第27号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成30年5月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年5月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域

- 大柳生町の一部
- 茗荷町の一部
- 阪原町の一部
- 柳生下町の一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備考
大安寺第1処理区	奈良市西木辻町351番1	奈良市西木辻町351番3	①
南奈良第5-2処理分区	奈良市東九条町577番1	奈良市東九条町577番3	②

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市 鳥見町二丁目5番10 (③)、南風呂町10 (④)、中町2168番1 他 (⑤)、押熊町387番1の一部 他 (⑥)、二条町二丁目9番1 (⑦)、疋田町四丁目234番7 他1筆 (⑧)、法蓮町2057番5 (⑨)、鹿野園432番1 (⑩)、西九条町二丁目7番1 他 (⑪)、東九条町583番7 (⑫)

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年5月1日揭示済)

奈良市企業局告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、奈良県知事から大和都市計画下水道事業 大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区・第二処理区）の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次の場所で縦覧に供します。

平成30年5月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

縦覧場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局管理部下水道計画管理課

須川町の一部

(平成30年5月1日揭示済)

奈良市企業局告示第28号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年5月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年5月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年5月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市西木辻町、東九条町の各一部

(平成30年5月1日揭示済)

奈良市企業局告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市公共下水道の事業認可および変更図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成30年5月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

縦覧場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局管理部下水道計画管理課
(平成30年5月1日揭示済)

奈良市企業局告示第31号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月10日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
グローウィンオール	代表 宮崎 泰任	大阪府大阪市港区夕風2-8-4	平成30年5月7日

(平成30年5月10日揭示済)

教育長 中室 雄俊

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

平成30年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年5月2日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 日時

平成30年5月8日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第6号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第7号 若草公民館佐保分館用地の一部用途廃止について

議案第8号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第9号 奈良市文化財保護審議会 臨時委員(史跡名勝天然記念物保存活用部会委員)の解職及び委嘱について

議案第10号 平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第11号 平成31年度使用奈良市立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第12号 平成31年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第13号 平成31年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について

議案第14号 奈良市教育支援委員会委員・調査員の解職及び委嘱又は任命について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年5月2日揭示済)

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月14日

奈良市教育委員会

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会(昭和63年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「教育政策課」を「教育総務課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の規定は平成30年4月1日から適用する。

(平成30年5月14日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

平成29年7月9日執行の奈良市議会議員選挙における候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書に修正がありましたので、要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年5月15日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年7月9日執行

奈良市議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

6,132,500円

3 報告書の要旨 別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書
選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
6,132,500円

候補者氏名	林 政行	所属党派	無所属	期間	7月8日から 第2回分
出納責任者氏名	林 政行				

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
			人件費	
			家屋費	0
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	14,547
			交通費	
			印刷費	
			広告費	97,924
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑費	1,576
その他の寄附	件			
その他の収入		50,000		
今回計		50,000	今回計	114,047
前回計		5,000,000	前回計	4,934,123
総計		5,050,000	総計	5,048,170

項目	金額
支出のうち公費負担当額	
ビラの作成	円
ポスターの作成	555,390円
計	555,390円

報告書受理年月日 平成30年5月9日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書
選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
6,132,500円

候補者氏名	林 政行	所属党派	無所属	期間	5月1日から 第1回分
出納責任者氏名	林 政行				

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
			人件費	405,000
			家屋費	789,997
			選挙事務所費	789,997
			集会会場費	
			通信費	38,619
			交通費	21,620
			印刷費	2,073,978
			広告費	1,168,755
			文具費	41,232
			食糧費	170,674
			休泊費	
			雑費	224,248
その他の寄附	件			
その他の収入		5,000,000		
今回計		5,000,000	今回計	4,934,123
前回計		0	前回計	0
総計		5,000,000	総計	4,934,123

項目	金額
支出のうち公費負担当額	
ビラの作成	円
ポスターの作成	555,390円
計	555,390円

報告書受理年月日 平成29年7月24日 第1回報告分

(平成30年5月15日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成30年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年5月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成30年5月14日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（4月専決処理分）
- (4) 水田利用転換届出について（4月専決処理分）
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (6) 知事許可について（4月許可分）

(平成30年5月7日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第1号

本日、松下幸治議員を奈良市議会広報広聴委員会の委員に選任しました。

平成30年5月2日

奈良市議会議長

北 良 晃

(平成30年5月2日揭示済)